ORIHICAメンバーズカード・アプリ会員規約　新旧対照表

（下線の部分は改定部分）

	（現行） ORIHICAメンバーズカード・アプリ会員規約	（改定日：2025年7月28日） ORIHICAメンバーズカード・アプリ会員規約
第2条（会員情報・パスワードの管理）	1．会員は、自己の責任において会員情報（会員番号・パスワード含む）の管理を行うものとします。 2．会員は、原則として、一つの会員番号のみを登録及び保有できるものとします。 3．会員は、他人の個人情報を自らの情報として登録を行うことはできません。 4．カードでの入会を行う場合は、発行されたときにカード署名欄に自署するものとします。 5．会員番号及びパスワードは、会員本人のみが使用でき、第三者に貸与・譲渡・担保提供等いかなる処分をもしてはならず、第三者に使用させることや、占有権を移転することも一切できません。 6．当社及びその他のサービス提供者は、会員による会員情報及びパスワードの使用・管理方法の過失並びに第三者の利用により会員に生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。	1．会員は、自己の責任において会員情報（会員番号・パスワード含む）の管理を行うものとします。 2．会員は、原則として、一つの会員番号のみを登録及び保有できるものとします。 3．会員は、他人の個人情報を自らの情報として登録を行うことはできません。 （削除） 4．会員番号及びパスワードは、会員本人のみが使用でき、第三者に貸与・譲渡・担保提供等いかなる処分をもしてはならず、第三者に使用させることや、占有権を移転することも一切できません。 5．当社及びその他のサービス提供者は、会員による会員情報及びパスワードの使用・管理方法の過失並びに第三者の利用により会員に生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。
第3条（カード・アプリの利用）	会員は、ORIHICAでのお買物の精算前にカード又はアプリを提示することにより、ポイントサービスの提供を受けるものとします。また会員として入会されたブランドでのみポイントサービスをご利用することが可能です。	1．会員は、ORIHICAでのお買物の精算前にカード又はアプリを提示することにより、ポイントサービスの提供を受けるものとします。また会員として入会されたブランドでのみポイントサービスをご利用することが可能です。 2．当社は、2026年4月1日よりカードの新規発行および再発行の取り扱いを終了しました。これに伴い、同日以降は、カード紛失・盗難・毀損・滅失、その他いかなる理由においても再発行はいたしかねます。なお、2026年3月31日以前に発行されたカードは、引き続きご利用することが可能です。
第10条（個人情報を含む利用者情報取扱いの不同意）	会員もしくは入会を希望される方が、本規約に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合、又は入会申込書に必要事項の記入を希望されない場合にはカード・アプリの発行ができない場合があります。その場合、ポイントサービスの提供はできませんので予めご了承下さい。	会員もしくは入会を希望される方が、本規約に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合、又は会員登録の際に必要事項の入力を希望されない場合には会員登録ができない場合があります。その場合、ポイントサービスの提供はできませんので予めご了承下さい。
第12条（カード又はアプリがインストールされた端末の紛失・盗難・毀損・滅失）	1．会員は、カード紛失・盗難・毀損・滅失等にあった場合、ただちにORIHICAの店舗届出を行い、当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行するものとします。 2．当社は、カード又はアプリがインストールされた端末の紛失・盗難・毀損・滅失等による、ポイントの失効について、故意又は重過失による場合を除き、責任を負いません。	1．会員は、カード紛失・盗難・毀損・滅失等にあった場合、ただちにORIHICAの店舗届出を行うものとします。その際、カードの再発行はいたしかねますので予めご了承ください。 2．当社は、カード又はアプリがインストールされた端末の紛失・盗難・毀損・滅失等による、ポイントの失効について、故意又は重過失による場合を除き、責任を負いません。
附則	改定日　2025年7月28日	改定日　2026年4月14日